

学校法人塚本学院 一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法という。）および、次世代育成支援対策推進法に基づき、「一般事業主行動計画（次世代法・女性活躍推進法 一体型）」を策定しましたので公表します。

「女性活躍推進法」

女性が、職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的として制定された法律です。女性の活躍推進の取組を着実に前進させるべく、雇用している、または雇用しようとする女性労働者に対する活躍の推進に関する取組を実施することが求められています。

「次世代育成支援対策推進法」

次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくることを目的として制定された法律です。計画的かつ集中的に次世代育成支援対策に取り組むことが求められています。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
2. 当学院の課題

「次世代法」

- ・育児休業取得率が計画通りの水準になっていないこと
- ・全教職員の平均月時間外労働時間の減少が計画通りになっていないこと

「女性活躍推進法」

- ・労働者に占める女性職員の割合が全体の40%であること
- ・女性職員の勤続年数が男性10.78年：女性10.15年と差があること

3. 目標

「次世代法」

- ・計画期間内に、育児休業取得率を次の水準以上にする
男性教職員・・・計画期間中に1人以上取得すること
女性教職員・・・取得率を100%にすること
- ・全教職員の平均月時間外労働時間を月40時間以内に下げる

「女性活躍推進法」

- ・労働者に占める女性職員の割合を50%にすること
- ・男性職員と女性職員の勤続年数の比率を100%にする

4. 取組内容・実施時期

取組内容

- ・男性教職員が育児休業を取得しやすいよう該当部署への人員を配置する
- ・ITを使った業務改革や主幹業務以外の業務を外部へ委託する
- ・男性職員だけや女性職員が少ない部署への女性登用を考えて、女性採用数を増やそう見直す
- ・女性平均勤続年数を増やすため、女性が働きやすく、活躍できる職場とすることに努める

実施時期

令和2年4月～